

令和6年 第6回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和6年6月10日（月）午後4時00分～
2. 場 所	道の駅象潟「ねむの丘」
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（11名）	1番 佐々木純子 2番 加藤朋光 3番 佐々木鋼記 5番 齋藤一成 6番 巴 朋之 7番 須藤孝子 8番 須田 久 9番 佐藤久美子 10番 森 孝良 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 安倍俊幸 伊藤盛雄 渡辺優)
5. 欠席した委員（1名）	4番 須田貴志
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	9番 佐藤久美子 2番 加藤朋光
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 副主幹 齊藤雄介
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第9号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【8件】
報告第10号	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について ・・・【1件】
議案第16号	農業委員会等に関する法律第26条に基づく職員の任免について

- 議案第17号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について
・・・【1件】
- 議案第18号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について
・・・【1件】
- 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
・・・【27件】

◆事務局長

ただ今より、令和6年第6回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午後4時00分)

◇会長

お疲れ様です。

このところ雨の降らない日が続いておりまして、市内を回っておりますと、上郷地区のそばが花盛りという状況でございました。入梅はもう少し先かと思いますが、一方で、今後の水不足が心配されます。

5月29日に食料・農業・農村基本法の改正案が参議院を通過しました。その日は、全国農業委員会会長大会と、夕方には県選出国會議員要請集会が開催されましたが、私がこの集会に出席するようになって初めて、議員の皆さん本人が全員出席しております。また、県選出ではありませんが、比例代表で当選した県出身の議員も出席しております。当初は1時間程度の予定でしたが、議論が盛り上がりまして、2時間弱の話合いとなっていました。法律は成立しても、実行には予算が必要ですから、予算の確保についても要望しております。

本日は総会後に、推進委員との合同会議も控えておりますので、時間通りに始められるよう、スムーズな議事運営にご協力をお願いいたします。

◆事務局長

ありがとうございました。

議事に移ります前に議案書の訂正をお願いいたします。議案書2ページ、報告第9号-7の備考欄の賃借権を使用賃借権に、5ページの備考欄も同様に訂正願います。

それでは、これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしく申し上げます。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。4番須田貴志委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中11名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

9番 佐藤久美子委員 2番 加藤朋光委員の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

5月21日、象潟前川地区ほ場整備事業の起工式に伴う祝賀会がありました。私は地区の関係者として出席しましたので、農業委員会としては遠藤職務代理が出席しております。翌22日は、秋田県都市農業委員会会長会の総会が秋田市のホテルで開催され、私が出席しております。こちらは、前年度の事業報告と決算報告、今年度の事業計画と予算案についてが主な内容でございました。5月29日、全国農業委員会会長大会と県選出国會議員の要請集会が東京都で開催され、参加しております。同日、仁賀保高原の風力発電所の竣工式もありまして、遠藤職務代理に出席いただいております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書4ページからとなります。

報告第9号-1と2は、いずれも受人が同一の永小作権の解約であります。当該農地と借受人の所有する農地が、現況一枚

の農地となっていることから権利を設定していたものですが、今年度末に設立予定の法人に貸し付けるため解約で合意したものです。なお、解約に伴う農地の返却は10月末となります。

報告第9号-3は、新たに利用権を設定するため解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、議案第19号-2へ上程されております。

報告第9号-4は、貸渡人が自作するため解約するものです。

報告第9号-5は、新たに利用権を設定するため解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、議案第19号-5へ上程されております。

報告第9号-6は、鳥獣被害により解約するものです。ここ数年、毎年のように食害に遭い、収穫皆無に近い状況とのことです。

報告第9号-7と8は、耕作不便により解約するものです。なお、新たな受け手はまだ見つかっておりません。

◇議長

報告第9号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第9号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第10号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書6ページからになります。

報告第10号は、いわゆる2a未満の自己転用であります。通常、農地を農地以外の用途に供する場合は、農地転用の許可が必要であります。自己の農地を、耕作のための農業用施設の用に供する場合であって、その施設の規模が2a未満である場合は許可を必要とせず、届出で足りることとされています。

位置図、現況写真等を7ページから9ページに掲載しております。現況写真に見覚えがあるかと思われませんが、申請地は、国道7号線を挟んで象潟小学校の向かいの住宅地区内にあり、

先月の総会で一般住宅建築のための農地転用を審議した農地に隣接する土地となります。先月の転用農地は、転用のために分筆した農地で、元々はこの農地の一部であったものです。

用途は農作業用の通路で、382㎡のうちの83㎡をアスファルト舗装としたものです。先月の農地転用の現地確認の際、既にアスファルト舗装されていたのですが、舗装されているため、別筆の公衆用道路かと思っておりました。議案資料作成の段階で農地の一部を舗装していることが判明し、事後となりますが、届出をするよう指導したものであります。なお、申請者からの聞き取りによると、父の代に舗装工事したものの、ということでありました。

◇議長

報告第10号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第10号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第16号 農業委員会等に関する法律第26条に基づく職員の任免について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書10ページをお開きください。

5月20日発令の人事異動により、事務局職員の異動があったことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会の同意を求めるものであります。

内容については、11ページをご覧ください。転出、転入等の異動は無く、事務局職員の齊藤雄介 が、市長部局である農林水産課職員として併任されるというものであります。

◇議長

議案第16号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見等ないようですので、議案第16号については同意することに決定してご異議ございませんか。

．．．〈異議なしの声〉．．．

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第17号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書12ページになります。
譲渡人は、市外在住で農地の管理も出来ず、また、所有する農地がこの一筆のみであることから、隣接する農地の所有者である譲受人の希望により贈与するものです。

◇議長 議案第17号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

．．．〈なしの声あり〉．．．

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第17号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

．．．〈挙手全員〉．．．

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定します。

◇議長 次に、議案第18号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書13ページからとなります。
位置図、現況写真、公図等を21ページから24ページに掲載しておりますが、場所は、象潟町関地内を流れる奈曾川に架かる国道7号線の橋から北東に約140mに位置する、登記地目が田の農地です。
申請者である借受人は、JR羽越線の奈曾川橋梁長期耐久化塗装工事のための作業ヤードとして、一時転用しようとするものです。

申請地は農振農用地区域内農地であり、農地転用は原則不許可であります。仮設工作物等の一時的な利用でありますので、不許可の例外として認められております。現地につきましては由利地域振興局職員及び須田貴志委員、須藤長之助推進委員に確認いただいております。

◇議長 議案第18号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇議長 暫時休憩いたします。 (午後4時20分)

◇議長 再開いたします。 (午後4時21分)

◇議長 他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第18号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長 次に、議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書26ページからとなります。市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて27件でありまして、うち賃借権の新規が5件、再設定が16件、使用貸借権は全て新規の6件で、利用権設定の総面積は163,123㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

それでは説明いたします。

議案第19号-1は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第19号-2は、報告第9号-3に係る農地で、賃借権の新設であります。隣接する渡人の農地も受人が耕作していることから、一帯的に借受けるものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第19号-3と4は、受人が同一で、3が賃借権の再設定、4が賃借権の新設であります。3と4は近接する農地で、4が期間満了で返却となったことから農地を引き受けるものであります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第19号-5と6は、受人が同一で、5は賃借権の新設、6は使用賃借権の新設であります。なお、第19号-5は、報告第9号-5に係る農地となります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第19号-7から10は、受人が同一で、いずれも使用賃借権の新設であります。以前の受人が4年前に離農、期間満了で返却してから未管理の状態でしたが、受人が水稻の作付を再開するという事で、権利の設定に至ったものです。受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第19号-11は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第19号-12は、賃借権の新設であります。議案書上は6筆となっておりますが、現況は一枚の農地となっております。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書32ページ中段から36ページになります。

議案第19号-13から22は受人が同一で、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書37ページからになります。

議案第19号-23は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第19号-24と25は、渡人と受人が同一で、24は賃借権、25は使用賃借権の新設であります。24は今年の春で期間満了となり、返却された農地であります。25はこれまで自己保全管理していた農地となります。契約条件並びに受人

の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第19号-26と27は、受人が同一で、解除条件付き賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第19号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇8番

須田委員

議案第19号-5から10について質問します。

これは金浦地域の農地であります。特に、金浦元町地区の場合、受け手がおらず、非常に大変な地区であります。幸い、今回受け手の方が出てきて、有難いことだと思います。

この6件については、賃貸借もあるようですが、ほぼ使用貸借となっているようです。この農地の利用計画といたしますか、作付計画のようなものは聞いておりますでしょうか。

◆事務局長

議案第19号-5と6の受人は、元々、7から10の受人に雇われながらネギの栽培を勉強し、その後独立したネギ専業の新規就農者であります。

19号-7から10の受人は、就農当初は、ネギと水稻でやってきました。2～3年くらい前に、ネギに注力したほうが良いとの、経営上の指導を受けてネギ専業でやってきましたが、今年度から、ネギと水稻の複合経営に戻すと聞いております。

19号-5の農地につきましては、ネギを作付けしておまして、解約の報告にもありますが、実質、2人の受人の間での権利移転であります。

19号-7から10は一団となっている農地でありまして、前の耕作者が4年前に離農した際、今回の受人に打診しましたが、水路の泥上げがされていない状態だったため、当時は、貸借に至りませんでした。その話を受けて、土地改良区で泥上げを行いました。田植えの時期のタイミングやネギ専業への経営転換のこともあり、貸借されずにきたものです。

◇8番

須田委員

他の地区も似たようなものかと思いますが、特に、この金浦元町地区は現在、農家も少なく、水路の維持管理等が非常に大変な地区であります。農家が少ないものから、他地区から呼び込むなり、他地区からの参入が農地や水路の維持に繋がるものと考えますが、転作による畑作物の耕作者は、水路の管理に関心が薄いようにも思えます。

どの地域にも水利組合的な組織があると思いますので、今後、

農地の貸し借りの相談があった場合は、水利組合組織にも一声かけるといような調整、指導が必要だと思います。

◇議長 農業委員会としてそういう部分にも注意して、斡旋、調整をして行きたいと思います。

◇議長 他にございませんか。

◇2番 加藤委員 この件で、権利設定が使用貸借になった経緯はどうなんでしょう。

◆事務局長 経緯までは掴んでおりませんが、所有者は非農家で、長年、耕作放棄の状態でしたので、その農地を再生するには、相当の時間と労力が必要になります。また、土地改良区の賦課金ですが、金浦地域は原則、耕作者が納めることになっておりまして、受け手がいなければ、所有者が納めなければなりません。賃借料は無償でも賦課金の負担が無くなるのであれば、それでも良いと考えたのかなと思います。

◇議長 荒らして置くよりは、無償でも、きれいに管理してもらえば良いという考えが広がってきているように感じます。

◇議長 他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第19号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長 以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後4時40分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和6年6月10日

議事録署名委員

総会議長 会長 印

委 員 9 番 印

委 員 2 番 印
